

# 消防用設備等保守点検業務仕様書

## 1 目的

本仕様書は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による消防用設備等の保守点検（以下「点検」という。）に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## 2 業務の対象

- (1) 所在地 須坂市大字須坂 1150
- (2) 建築物 長野県長野養護学校すざか分教室  
（管理混合教室棟、商業科棟、体育館、音楽格技室棟、合宿所）
- (3) 設備等 別紙「消防用設備等一覧表」のとおり

## 3 業務の内容

- (1) 消防法第17条の3の3の規定による点検を実施し、消防署への報告書類の作成・代行手続きを行う。また、火災その他により設備が作動した場合、若しくは事故等により機能に支障をきたした場合は、速やかに適切な措置を行うものとする。
- (2) 点検業務は、消防庁告示の基準に則り行うものとする。なお、業務実施にあたり、施設運営の支障とならないよう、委託者と事前に点検の日程等について調整を行うこと。
  - ア 総合点検 年1回（8月）
  - イ 機器点検 年2回（8月、3月）
- (3) 上記点検の結果、機能に支障をきたす事項があると判断したときは、原因を究明し、直ちに委託者に通知のうえ、その指示により速やかな補修その他必要な措置を行うものとする。
- (4) 点検に係る報告書作成・消防署等への代行手続き及び措置に要する費用は受託者の負担とする。ただし、設備の破損、滅失、老朽化等による機器の取替えに要する経費は除く。
- (5) 受託者は委託者から次の故障・緊急対応の連絡がとれる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な措置を実施すること。
  - ア 火災その他により設備が作動した場合
  - イ 火災受信機が異常・警報を発した場合
  - ウ 事故等により消防用設備等に異常・支障が生じた場合
- (6) 学校で行う防災、災害等の訓練に必要な応じて立会い、機器取扱い等について指導を行うこと。
- (7) その他
  - ア 点検の基準は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」による。
  - イ 点検の期間及び点検の方法は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」による。

## 4 点検方法

- (1) 点検者の資格  
「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者とする。
- (2) 消火器具
  - ア 製造年から10年を経過した消火器（耐圧性能の点検を実施してから3年を経過していないものを除く。）は委託者に報告すること。

- イ 外形の点検において本体容器に腐食等が認められた場合は、対応について委託者と協議すること。
- ウ 消火器の内部及び機能の点検に当たり、抜取り数及び放射試験の計画について委託者と協議のうえ決定すること。なお、放射試験をする場合は、薬剤の吸入その他の被害の恐れのある場所で行わないこと。
- (3) 屋内消火栓設備
  - ア 動力ポンプの作動状況の確認を行うこと。
  - イ ホースの劣化の度合いについても点検すること。
- (4) 自動火災報知設備
  - ア 自動火災報知機はすべての器具について実際に作動するか点検すること。
  - イ 受信機設置場所に1人が立会い受信機表示設備に区画ごとに正確に受信されることを確認すること。
- (5) 非常警報（放送）設備
  - 自動火災報知設備に設置されている放送設備について、作動状況を確認すること。
- (6) 避難器具
  - 避難器具は全器具を点検すること。
- (7) 誘導灯
  - ア 誘導灯の点灯を確認すること。
  - イ 誘導灯の直流点灯（蓄電池）を確認すること。
  - ウ 蓄電池不良については速やかに報告すること。
  - エ 誘導標式について、設置状況を確認すること。
- (8) 非常電源
  - 非常電源は、設置状況及び計器類・変圧器類等の各状態の確認を行うこと。
- (9) 防火戸
  - ア 防火戸は扉毎に点検し、誤作動のないようにすること。
  - イ 受信機に反応する防火戸等は、受信機への反応状況も点検のこと。
- (10) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備における容器弁又は安全装置の外形の点検において変形、損傷、著しい腐食等が認められた場合は、対応について委託者と協議すること。  
不活性ガス（窒素）消火設備点検の詳細は別添のとおり。

## 5 一般事項

- (1) 受託者の負担の範囲
  - ア 点検等機材
    - 点検等に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器等に付属して設置しているものを除き、受託者の負担とする。
    - その他費用負担が不明確なものについては、委託者と協議のうえ決定する。
  - イ 損害賠償
    - 業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに委託者に報告し、その指示に従い修復すること。
    - また、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。
- (2) 受託者の守秘義務
  - 受託者は業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
  - また、成果品を委託者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。
- (3) 資料の貸与
  - ア 委託者が保有する設計図書等の資料は無償にて貸与する。ただし、資料に損傷を与えた場合には、受託者が責任を持って修復すること。
  - イ 業務完了後は、資料を速やかに返却すること。

(4) 点検等結果の報告

点検報告書は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」の規定に基づき消防署へ 2 部提出し、受理後の副本を委託者に提出すること。